

総務企画委員会資料

(部外局編)

令和 8 年 4 月

会 計 事 務 局
議 会 事 務 局
監 査 委 員 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局

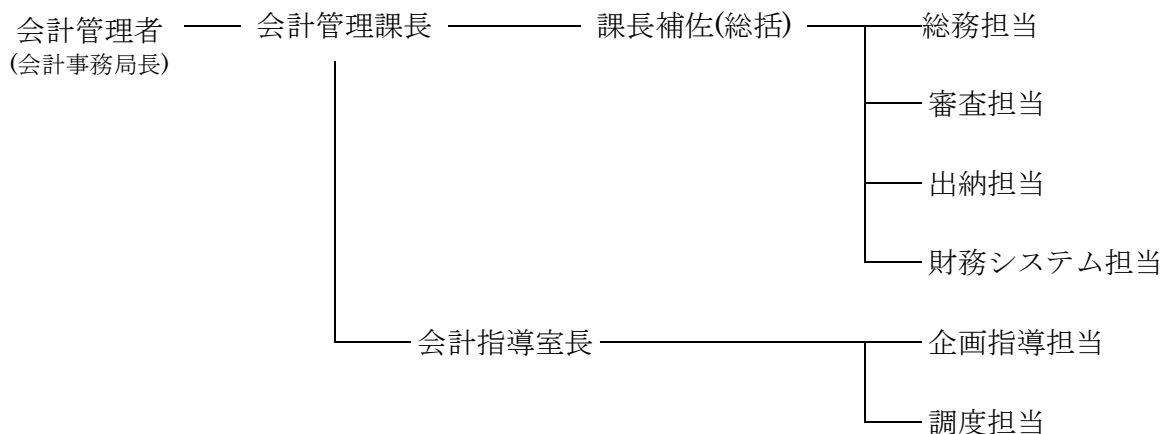
会計事務局

1 会計事務局の運営方針

歳入・歳出に基づく現金の出納・保管、予算執行の事前審査と支出の審査、財務会計システム及び給与システムの運用、財務会計事務の検査指導と研修の実施、物品の集中調達などの業務を通じ適正な財務会計事務の遂行に努める。

2 組織(39名)

令和8年4月1日現在



3 令和8年度予算

(単位:千円)

事 項	予算額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
職員給与費等	256,801	115	256,686
一般管理費小計	256,801	115	256,686
出納管理事務費	19,168	34	19,134
財務会計指導検査費	944	—	944
収入証紙取扱費	162,087	—	162,087
小切手等支払未済償還金	63,460	106,160	△42,700
会計事務適正化費	981	—	981
物品調達費	44,947	10,723	34,224
印刷事業費	33,699	2,000	31,699
歳入の電子化システム維持管理費	2,627	—	2,627
電子調達システム整備事業費	182,244	990	181,254
システム管理費	427,955	—	427,955
公金振替事務手数料費	86,834	—	86,834
キャッシュレス決済推進費	77,538	48,989	28,549
出納管理費小計	1,102,484	168,896	933,588
合 計	1,359,285	169,011	1,190,274

4 会計管理課の事務事業の概要

(1) 庶務事務

地方自治法及び証紙条例に基づき、自動車運転免許手数料、パスポート発給手数料などの県手数料について収入証紙による納付を受けるため、収入証紙売りさばき人の指定と売りさばき人への卸販売及び収入証紙売りさばき収入の調定を行う。

また、県民の利便性向上、業務効率化及びコスト削減を図るため、手数料のキャッシュレス化を推進する。

- ・収入証紙の年間売りさばき額 37億5,531万2,465円(令和6年度)

(2) 審査指導事務

地方自治法に規定された会計管理者の職務権限として、支出命令に係る支出負担行為の確認事務を行う。

- ・県費の支出負担行為審査件数 20,937件(令和6年度)

会計法等の規定による都道府県知事への会計事務の委任を受け、会計管理者が「支出官」及び「歳入徴収官」として、国費の支出負担行為の確認、支出事務、国の債権の管理及び歳入徴収事務を行う。

- ・歳出支出件数 1,860件(令和6年度)
- ・歳入調定件数 1,191件(令和6年度)

(3) 出納事務

納入通知書を発行しない地方交付税などの国庫金等の受入確認、歳出金等の支払い、歳計現金及び基金の保管並びに地方自治法に基づく決算の調製を行う。

また、円滑かつ確実な公金取扱いを維持するため、指定金融機関等の公金取扱い事務の実地検査と指導を行う。

① 歳入事務

- ・受入確認件数 1,376件(令和6年度)
(国庫補助金、税務署還付金、県債等の受入件数)

② 歳出事務

- ・総支払件数 424,663件(令和6年度)
(財務会計システムによる本庁及び公所の合計支払件数)

③ 決算の調製

- ・令和6年度決算書 令和7年7月知事へ提出

④ 指定金融機関等の実地検査

- ・指定金融機関の実地検査 年5回(令和6年度出納分)
- ・収納代理金融機関の実地検査 20金融機関 45店舗(令和6年度収納分)

(4) 財務会計・給与システムの運用事務

県の各機関における財務会計事務及び給与支給事務を効率的に処理するため、財務会計システム及び給与システムを運用する。

- ・財務会計システムの利用所属数: 423所属(令和8年3月末現在)
- ・給与システム処理対象職員数: 36,815人(令和8年3月末現在)
- ※給与システムの処理対象職員には、市町村立学校教職員、警察職員を含む。

(5) 企画指導事務

財務会計事務の効率化に資する改善や地方自治法等の改正に伴う財務規則等の改廃等を行うとともに、財務会計事務の適正な執行を図るため、所属に対する計画的な実地検査や指導・助言、事務処理能力の向上を目的とした財務会計事務研修会を開催する。

① 財務会計事務の検査

- ・検査対象機関 公所271機関のうち83機関の検査を実施(令和7年度)

② 財務会計担当職員や出納員等を対象とする研修(令和7年度)

・新任課長補佐研修	年1回開催(1日間)	参加者	49名
・新任出納員研修	年1回開催(1日間)	参加者	98名
・財務会計事務初任者等研修	年3回開催(3日間)	参加者	178名
・自治研修(新採職員)	年5回開催(5日間)	参加者	300名
・財務会計事務職員研修	年3回開催(3日間)	参加者	386名
・出納員会議	年2回開催(2日間)	参加者	延べ637名
・出前研修	随時開催(16回)	参加者	358名

(6) 調度事務

事務の効率化と経費の節減を図るため、本庁各課で必要とする物品の集中調達を行うとともに、物品調達等の入札参加資格者の登録を行う。

また、物品等の調達に当たり、入札手続きや入札結果の公表等を、インターネット経由で行うことにより、事業者の利便性の向上や入札手続きの透明性の確保を図る電子調達システムを運用する。

① 物品の集中調達

- ・調達実績(令和7年度)

[普通物品] 1,164件 525,881千円

[常用物品] 156品目(単価契約) 20,650千円

② 物品調達等の入札参加資格者の登録

- ・登録業者数 5,607者(令和8年2月末現在)

③ 電子調達システムの運用

- ・電子調達システムによる契約件数 24,485件(令和7年度)

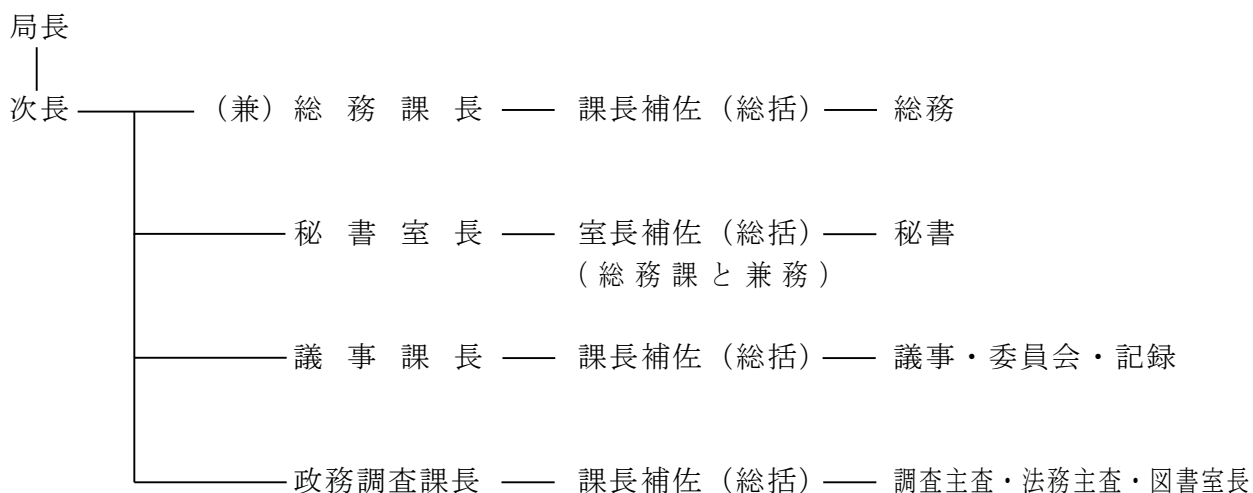
④ オープンカウンター方式(公募型見積合わせ)による随意契約

- ・オープンカウンター方式による随意契約件数 2,422件(令和7年度)

議 会 事 務 局

1 組織（42名）

令和8年4月1日現在



2 予算

(単位：千円)

事 項	予 算 額	概 要	
議会費	1,299,188	報酬	672,960
		議員期末手当	284,606
		本会議費	78,379
		委員会費	16,147
		広報活動費	363
		議会運営費	246,733
		事務局費	722,833
本会議費	4,540		
委員会費	11,896		
広報活動費	65,025		
調査活動費	1,085		
議会図書室運営費	7,648		
議会運営費	52,664		
議会庁舎整備費	281,961		
計	2,022,021		

3 主な分掌事務

(1) 総務課

- ・情報公開及び個人情報保護に関する事務の総括に関すること。
令和7年度 公文書開示請求 2件（令和8年3月末現在）
保有個人情報開示請求 0件（令和8年3月末現在）
- ・情報委員会（議会広報以外）に関すること。
- ・予算及び会計事務に関すること。
- ・議員の報酬及び費用弁償に関すること。
- ・政務活動費の執行等に関すること。
- ・議員の資産公開に関すること。

(2) 秘書室

- ・議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- ・議員の履歴及び褒賞等に関すること。
（令和7年度実績）
30年表彰 2名
10年表彰 6名

(3) 議事課

- ・本会議の議事運営に関すること。
- ・議会運営委員会、常任委員会、特別委員会(予算、決算)の議事運営に関すること。
- ・議案、発議書及び意見書等に関すること。
- ・議会の議事等に関する諸規程の制定改廃に関すること。
- ・傍聴に関すること。
（令和7年度実績（令和7年第2回定例会～令和8年第1回定例会））
本会議 5,090名
- ・請願及び陳情の受理、付託及び結果の処理に関すること。
（令和7年度（令和7年第2回定例会～令和8年第1回定例会））
請願10件（うち採択 2件）
陳情29件
- ・会議録及び諸会議の記録に関すること。

(4) 政務調査課

- ・県の事務事業の調査に関すること。
- ・議員の照会事項の調査に関すること。
- ・議案、請願、陳情等の調査に関すること。
- ・議員の提出する条例案に関すること。
- ・県政に関する情報及び各種資料の収集に関すること。
- ・議会の広報に関すること。
（令和7年度実績）
「いばらき県議会だより」年4回刊行
印刷2,620,200部、折込2,368,900部
- ・特別委員会（予算、決算以外）の議事運営に関すること。
- ・図書室の管理運営に関すること。
（令和8年3月末現在の蔵書数）
図書類 16,539冊
刊行物 33,210部

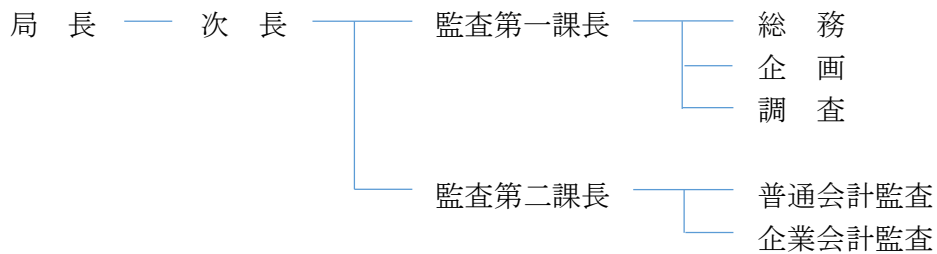
監査委員事務局

1 組織

(1) 監査委員

半村 登 (議員 非常勤)
 黒部 博英 (議員 非常勤)
 澤田 勝 (識見 常勤 代表監査委員)
 田中 美和 (識見 非常勤)

(2) 事務局 (18名)



2 令和8年度当初予算

(単位:千円)

事 項	予 算 額	概 要						
監査委員諸費	179,088	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">報酬</td> <td style="text-align: right;">6,328</td> </tr> <tr> <td>職員給与費等</td> <td style="text-align: right;">164,397</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">8,363</td> </tr> </table>	報酬	6,328	職員給与費等	164,397	事務費	8,363
報酬	6,328							
職員給与費等	164,397							
事務費	8,363							

3 主な分掌事務の概要 (根拠法令:地方自治法、地方公営企業法、財政健全化法等)

(1) 定期的実施する監査、検査等

①定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、対象機関に対し、毎会計年度、少なくとも1回以上実施。

・令和7年度 実施機関数: 382機関 (本庁102機関、出先280機関)

②財政的援助団体等監査

県が出資金、補助金等財政的援助をしている団体等の出納その他の事務の執行について、必要に応じて実施。

- ・監査対象団体の基準 (出資団体) 県出資比率25%以上
(補助金等交付団体) 1,000万円以上の補助等
(指定管理者) 公の施設の指定管理者

- ・令和7年度 実施機関数：28団体(出資13、補助9、指定管理6)

③例月現金出納検査

会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者が所管する現金出納について、毎月、例日を定め、検査を実施。

(2) 決算審査

知事から提出された普通会計(一般・特別)、企業会計(水道、工業用水道、地域振興、流域下水道、鹿島臨海都市計画下水道、病院)の決算書に係る審査。

- ・正確性・合規性に加え、経済性、効率性、有効性などに着眼。
- ・決算審査にあわせて、健全化判断比率、資金不足比率、特定基金の運用状況についても審査を実施。

(3) 内部統制評価報告書審査

知事から提出された内部統制評価報告書について、その評価手続及び評価結果等を審査。

※内部統制：業務遂行上のリスク(不正やミス)を想定し、対応策を事前に講じる取組。
地方自治法の改正により令和2年度から実施。

(4) 住民監査請求に基づく監査

住民から監査請求された財務会計上の行為について、その行為が違法または不当であるかを監査。

- ・令和7年度 請求1件(結果：棄却1件)

(5) 行政監査

監査委員が必要に応じて行う、県等の行う事務の執行についての監査。

- ・令和7年度行政監査テーマ
“これからの時代にふさわしく、茨城の魅力アップにつながる”美術館・博物館の管理及び運営のあり方

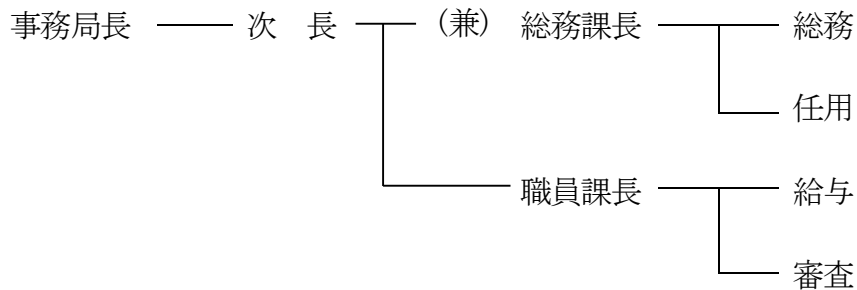
人事委員会事務局

1 人事委員会の組織

(1) 委員（地方公務員法第9条の2）

委員長：阿久津 正 晴（弁護士 非常勤）
委員：稲 葉 伸 子（稲葉酒造 代表 非常勤）
委員：鈴 木 克 典（元県職員 非常勤）

(2) 事務局（16名）



2 令和8年度当初予算

(単位：千円)

事 項	予 算 額	概 要
人事委員会諸費	153,054	報酬 8,124
		職員給与費等 119,293
		事務費 25,637

3 主な事務事業の概要

(1) 人事委員会の開催（地方公務員法第8条）

人事委員会を開催し、地方公務員法に基づき、職員の任用、給与等、人事行政に関する議案を審議する。

(2) 採用試験等の実施（地方公務員法第17条の2、第18条）

ア 県職員の採用試験等を実施する。

イ 県職員の採用試験等の受験者をより多く確保するため、パンフレット、インターネット等を通じて情報を提供するとともに、業務ガイダンス等の説明会を開催する。

【令和7年度の主な採用試験の実施状況】

試験区分	採用予定人員 (A)	申込者数 (B)	応募倍率 (B/A)	受験者数 (C)	合格者 (D)	競争率 (C/D)
大学卒業程度	176人程度	1,057人	6.0倍	862人	222人	3.9倍
高校卒業程度	83人程度	259人	3.1倍	228人	116人	2.0倍

※大学卒業程度は秋冬期日程及び特別試験を除く。高校卒業程度は小中学校事務を含む。

- (3) 給与等に関する報告及び勧告（地方公務員法第8条、第14条、第26条）
民間企業の給与等との均衡を図るため、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等を実施し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行う。

(参考) 令和7年給与勧告等のポイント

- 公民給与の比較方法の見直し
比較対象企業規模及び比較における対応関係を見直し
- 4年連続で月例給、ボーナスともに引上げ
 - ・ 月例給は、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引上げ（改定額11,707円、3.01%）
 - ・ ボーナスを0.05月分引上げ（年間4.60月→4.65月）

- (4) 措置要求及び審査請求事案の審査（地方公務員法第8条）
職員の勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する審査請求事案の審査並びに職員からの苦情相談を行う。

（令和7年度の係属・処理件数、令和8年3月末現在）

措置要求：0件

審査請求：0件

苦情相談：31件（うち処理24件）

- (5) 労働基準の監督（地方公務員法第58条第5項）
県の事業所のうち人事委員会が所管する事業所を対象として、労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出及び報告書の受理等を行う。

（令和7年度調査実施）

98事業所（知事部局：44事業所 教育庁：42事業所 警察本部：12事業所）